

つくばみらい市告示第147号

つくばみらい市歩道整備基本計画策定委員会要綱を次のように定める。

平成25年8月21日

つくばみらい市長 片庭正雄

つくばみらい市歩道整備基本計画策定委員会要綱

(開催)

第1条 つくばみらい市歩道整備基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するに当たり、広く意見を求めるため、つくばみらい市歩道整備基本計画策定委員会（以下委員会」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 歩行空間の改善及び創出に関する事項
- (2) 基本計画に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のほか、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会議長
- (2) 常総警察署を代表する者
- (3) 土浦土木事務所を代表する者
- (4) 副市長
- (5) 教育長
- (6) 市立小学校又は市立中学校の校長又は教頭
- (7) 市立小学校又は市立中学校のPTAを代表する者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本計画の策定が終了する日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験を有する者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。